

# 法人税調査の傾向は？—2010事務年度調査事績より

## ●昨今の税務調査の傾向は？

2010事務年度（2010年7月から2011年6月まで）の1年間に実施された、法人税の調査状況が発表になりました。所得税や相続税の調査の内容などをみても、国税庁が注目しているのは、次のような納税者や取引といえそうです。

- インターネット取引、●海外取引、海外資産
- 無申告者、●富裕層

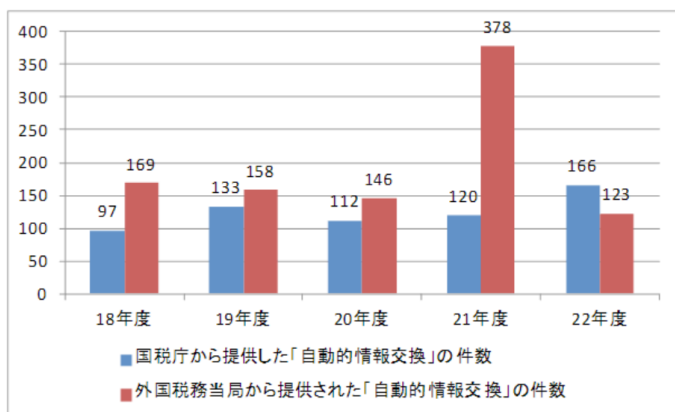


## ●外国税務当局との情報交換の実態

国税庁は、租税条約等に基づく情報交換を外国の税務当局と行っています。

個別に情報交換要請する件数は年間千件程度ですが、自動的情報交換といわれる「非居住者の利子配当等の支払に関する情報」は、グラフの通り毎年10万件から40万件が双方で情報交換されており、この情報は、海外投資所得の申告漏れの把握などに活用されています。

「自動的情報交換」の推移(平成18~22年度、単位:千件)



### 【情報交換の具体例】

- ★原材料の輸入価格が著しく高額のため、輸出元の外国法人の売上金額について情報交換要請した
- ★海外金融資産の運用益発生が申告がないため、情報交換要請により海外金融口座の情報を入手した

## ●海外取引への調査状況

2010事務年度における海外取引法人等に対する調査件数は13,804件（前年対比105%）、海外取引に係る申告漏れ所得金額は約2,423億円でした。うち、不正計算を行っていたものが622件、不正所得金額は286億円となっています。

非居住者や外国法人への支払い時の「源泉もれ」もチェックの対象です。源泉もれが目立つのは、使用料、不動産等の賃貸料、給与など。

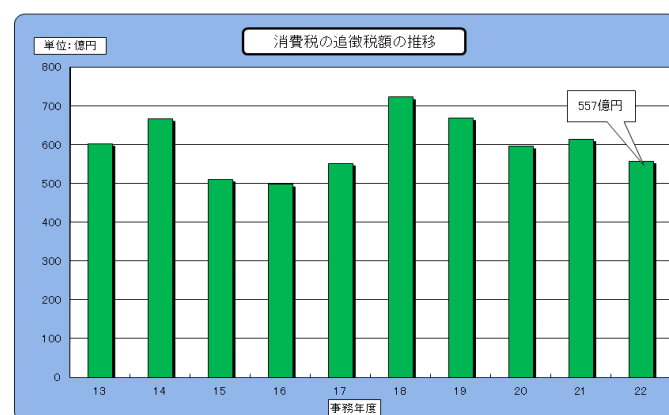
国外へ支払う際に課税もれになれば、その後の回収は困難。確実な回収のため、国税庁にも頑張ってもらいたいものです。

## ●不正還付にも厳しく！

消費税では、輸出業者など課税売上がなく（または少なく）、国内経費の消費税が多い場合は、差額を還付申告することができます。悪質な業者は国内売上をカットしたり、課税経費を水増しして故意に還付額を増やすケースも…。

消費税還付法人8,500件に対する調査が実施され、2件に1件以上の割合で問題があり、75億円が追徴課税されています。

消費税は増税へ向かうのが確実、消費者が負担した税が誰かの懐へ消えるのは許されません！確実に国庫へ回収してもらいたいものです。



## ●無申告法人、赤字申告法人への調査も

「事業を行っているのに申告していない法人」5,278件に対し調査が実施され、法人税102億円、消費税55億円が追徴課税されました。●納税地を移転、●借名口座を用いて利益を隠すなど、意図的な無申告事案も含まれているようです。

一方「所得がないという申告をした法人」52,000件についても調査が実施され、うち24%で不正計算が発見されました。所得なしで申告していたにも関わらず、調査の結果1割を超える約6千件は、黒字に転換し、追徴税額は488億円で全体の約2割を占めています。

